

イラク問題研究会意見書

戦闘終了後の新たな安全確保・人道復興支援体制の構築に向けて
恒久法の制定と「日本型 CIMIC」の創設

2004年11月

社団法人 経済同友会

イラク問題研究会

目 次

．はじめに	1
（１）イラク問題研究会の発足と本意見書における視座	1
（２）自衛隊イラク派遣に対する評価と問題点	1
．自衛隊の国際貢献活動を包括する恒久法の制定	2
（１）3つの多国間協力の形態と日本の今後の対応	2
（２）特措法の問題点と恒久法制定の意義	3
（３）憲法との関係	3
（４）恒久法制定に向けて議論が必要とされる項目	4
．新たな安全確保・人道復興支援体制としての「日本型 CIMIC」 の構築に向けて	4
（１）自衛隊と民間の今後の役割分担	5
（２）欧米における民軍協力（CIMIC）の特徴	5
（３）新たな支援体制としての「日本型 CIMIC」の構築	6
．おわりに	8
資料	
資料 1：自衛隊の業務と現行適用法との関係	9
資料 2：これまでの自衛隊海外派遣と法的背景	10
資料 3：NATO（北大西洋条約機構）における民軍協力（CIMIC） の概念と展開	11

．はじめに

(1) イラク問題研究会の発足と本意見書における視座

イラク問題研究会は、2004年2月、北城恪太郎代表幹事の諮問を受け、イラク情勢の把握、自衛隊派遣によるイラクに対する人道復興及び安全確保支援を中心に検討を行う場として発足した。

日本におけるイラク問題とは、中東地域全般の情勢、米国における一国主義の高まり、国際的合意形成の難しさといった国際社会における課題と、自衛隊による国際貢献活動への参画とそれに関わる法的・政治的制約といった国内における課題との二つに大きく分けて考えられる。

本研究会は、イラク問題が孕むこうした課題をより広範に捉えるために、米英軍を中心とする有志連合によるイラク攻撃の正当性から、わが国のイラク攻撃支持の妥当性、自衛隊派遣の意義と法との関係、自衛隊員の安全確保のための武器使用基準、日本による復興支援のあり方、中東情勢の世界経済への影響、宗教と思想から見たアラブ社会等、多方面からの検討を行った。

また、本年3月には、経済同友会全会員(1392名)を対象にイラクへの自衛隊派遣についてアンケート調査を実施した。その結果、自衛隊派遣を支持する回答は多く、その理由としては、「国際貢献の一環として重要」、「同盟国への協力は重要」、「国益とも一致する」が多数を占めた。一方、イラク戦争の大義については疑問視する回答もあった。本アンケートはイラクへの自衛隊派遣後に実施したため、その結果からは、イラク戦争の大義とそれを踏まえた自衛隊派遣の是非という本質論よりも、派遣後の現実論を重視した傾向が見られたと考えられる。

本研究会をはじめとする経済同友会での議論においても、自衛隊によるイラクへの人道復興及び安全確保支援を議論する以前に、イラク戦争の大義についてより深く検討を行うことが望ましいとする意見もあった。しかし、戦争の大義については常に賛否両論があり、意見集約が難しいことから、本研究会では、今回の自衛隊イラク派遣を日本が国際貢献活動の新しい分野に踏み出す起点となりうるものであると捉え、本意見書の主眼を今後の自衛隊による国際平和協力のあり方の検討に置いた。

(2) 自衛隊イラク派遣に対する評価と問題点

イラクへの自衛隊派遣は、まったく問題がないとは言えないものの、イラクの復興支援は国際社会全体が取り組むべきであるとした国連安保理決議1483に基づいており、概ね妥当な選択であったと考えられる。

しかし、米国の戦後統治施策のあり方は、イラク復興のビジョンが明確でなく、それに対し日本は、有益な助言をしてきたとは言いがたい。また、イラクへの主権移譲に伴い、日本として初の国連多国籍軍への参加を決定したが、それ

による現地での自衛隊任務、指揮系統の問題は、憲法にも関わる重大な問題であり、国会での討議、首相の国民への説明責任のいずれもが充分行われずに決定されたことは遺憾である。

以上を踏まえ、今回の自衛隊イラク派遣の問題点として、(1)派遣目的をはじめとする政府の国民に対する説明責任が充分果たされず、結果的に対米追従の印象を国民に与えたこと、(2)自衛隊の海外活動と憲法や集団的自衛権の行使に関わる政府解釈との関係について十分な議論がされず、法的、政治的制約を残したまま派遣したことの二つが挙げられる。(資料1参照)

冷戦後の世界においては、内戦や武力紛争が絶えない状況が続き、それらが終結した後の国家の再建、社会秩序の再構築には、国際社会の協力が不可欠である。そうした中で、日本の国際平和協力における自衛隊による安全確保・人道復興支援は、今後も重要な役割を果たすと考えられる。

そこで、本研究会は、今回の自衛隊イラク派遣での問題点を踏まえ、(1)今後の自衛隊の国際貢献活動に関する規定を恒久法として整備すること、(2)その枠組みの中でより安全かつ効果的な支援活動を行うための制度(日本型CIMIC)を構築することを提言したい。

・ 自衛隊の国際貢献活動を包括する恒久法の制定

自衛隊はこれまで PKO 協力法、テロ特措法、イラク特措法に基づき、国際貢献活動を展開してきた。(資料2参照)その実績、培われた専門知識や技能、経験は、日本の国際協力活動において貴重であり、今後も大きな役割を担うと考えられる。こうした自衛隊による国際貢献活動をより迅速、かつ有意義に行うための法的基盤を整えるために、イラク特措法に基づく自衛隊派遣の課題を踏まえ、恒久法の制定を求めたい。

(1) 3つの多国間協力の形態と日本の今後の対応

冷戦後の国際安全保障においては、有志連合、国連決議に基づく多国籍軍、国連平和維持活動という3つの多国間協力の形態がある。

現在、日本は国連平和維持活動には PKO 協力法で参加しているが、国際平和協力の現状は、PKO 協力法が想定している以上に広範かつ複合的な協力を要していると考えられる。さらに、PKO 協力法の問題点としては、日本独自の武器使用基準が国際的な標準に達していない点、PKO 参加5原則により日本が協力できる範囲が限定されている点等が挙げられる。

国際平和協力の現状では、アフガニスタンやイラクの例にあるように、戦闘行為が終了した後の和平プロセスにおいても治安の安定が見られないケースや、国連が復興の中心におらず、中立的な抑止力がない状態での平和維持、平和構

築が行われるケースも生じている。

こうした現状から、戦闘終了後の国連多国籍軍と国連平和維持活動の任務は、安全確保や人道復興支援の面でオーバーラップしつつある。つまり、今後は、戦闘終了後の国連多国籍軍において、これらの任務の比重が高まると考えられ、自衛隊が国連多国籍軍への参加を検討する状況も増す可能性がある。

よって、こうした国際貢献の新たな分野における自衛隊の活動を想定した法整備が急がれる。

(2) 特措法の問題点と恒久法制定の意義

【特措法の問題点】

- ・ 自衛隊派遣の基準、目的、従事する業務、憲法との関係等を明確にする議論が尽くされていないまま、対症療法的に制定されている。その結果、法による定義と現実との乖離が大きくなっている。例えば、イラク特措法では、憲法上武力行使ができないとの解釈から、自衛隊の派遣は「非戦闘地域」に限るとしているが、実際には、他国の軍隊による派遣地域の治安維持を要している。また、現場での適用を想定していない日本独自の武器使用基準を設けていること、自衛隊員の救難が任務に規定されていないこと等、自衛隊員に過度の制約を課している。
- ・ 自衛隊派遣を検討する都度、国会での議論を要し、時宜を得た派遣ができない。

【恒久法制定の意義】

- ・ 国際社会が取り組む平和と安定のための活動に、日本が自衛隊を派遣する際の基準、目的、従事する活動領域等を明確にし、原則化する。
- ・ 迅速な派遣を可能とする。
- ・ 自衛隊の国際貢献活動に適用されている現行法（PKO 協力法、テロ特措法、イラク特措法）では覆えない地理的範囲を補完する。

(3) 憲法との関係

憲法改正、安全保障基本法制定、集団的自衛権の行使に関わる政府解釈の変更、恒久法制定の4つは包括的に検討していくべきであり、その意味でも自衛隊法の改正が必要になる。

(4) 恒久法制定に向けて議論が必要とされる項目

項目	論点
自衛隊の派遣基準、撤退基準	法でどの程度まで定義するか (派遣) 戦闘終了後、支援受入れ国からの要請に基づくことを前提に、治安は完全に回復していないが、人道復興支援が必要と判断されるとき、等 (撤退) 国連決議に基づいた派遣であれば、国連の目的(例えば、和平プロセスのマイルストーンとなる総選挙実施)達成まで
国連の決議	派遣を検討する際には、国連決議があることが望ましい。
業務レベル	安全確保(後方支援と任務遂行のための警護)と人道復興支援
武器使用基準等	上記業務レベルに応じた装備と使用基準(国連PKO基準)
集団的自衛権の行使	憲法解釈の変更 集団的自衛権行使の基準、前提を定義する
自衛隊と民間の役割分担	基本的には自衛隊が安全確保、民間が復興支援に従事

・新たな安全確保・人道復興支援体制としての「日本型CIMIC」の構築に向けて

自衛隊の国際貢献活動を規定する恒久法の制定においては、自衛隊と民間の協力を視野に入れた安全確保・人道復興支援体制の構築に向け議論を始めることも求めたい。

今後、国際平和協力における支援が広範で複雑になるにつれ、自衛隊と民間の協力を要する場合も想定される。そこで、この分野における最近の欧米の事例を参考に、中長期的観点から、日本の独自性を活かした自衛隊と民間の協力体制(日本型CIMIC)を構築する上での素地を提示する。

(1) 自衛隊と民間の今後の役割分担

今後は、戦闘終了後とはいえ、治安が安定していない地域での支援活動が日本にも望まれるようになって考えられる。そうした中で、日本の安全確保・人道復興支援における自衛隊と民間の役割を改めて考えることが重要である。

両者の役割分担は、支援受入れ国からの要請に基づき、自衛隊が安全確保、民間が人道復興支援を担うとする。しかし、派遣地域における治安情勢が悪化した時や占領体制から復興が軌道に乗るまでの移行期のように混乱が予想される場合は、自衛隊が人道復興支援も行い、本格的な復興開発支援までの過渡的活動を担うことが必要であろう。この段階の支援には、現地の人々や企業との信頼の構築、協力が欠かせず、後継の支援活動を支える基盤づくりの役割もあると考えられる。

漸進的にでも治安回復が進むと、国際機関、NGO、NPO等の民間組織による支援活動が可能になる。この段階でも安全確保は必要だが、多方面に亘る民生の向上へと支援をより傾注できる。

治安回復と民生の向上を経て、経済、産業の復興の基盤が概ね整う。現地の雇用創出の鍵となる復興開発支援には、民間企業の協力が欠かせず、また、産業基盤の再建、技術支援等、日本の持つノウハウや強みを活かした支援を行える段階でもある。例えば、イラクには70年代後半から80年代初めにかけて日本から輸出された多くのプラントがあり、それらの改修、再稼動のための支援を要しているが、安全が確保されない限り、これらに応えることは難しい。

現実には、こうした復興開発支援の段階に至っても危険が伴うことが想定される。よって、そのような場合に備え、自衛隊による警護の下で、民間が支援活動を行えるような体制の構築が求められる。

(2) 欧米における民軍協力(CIMIC)の特徴

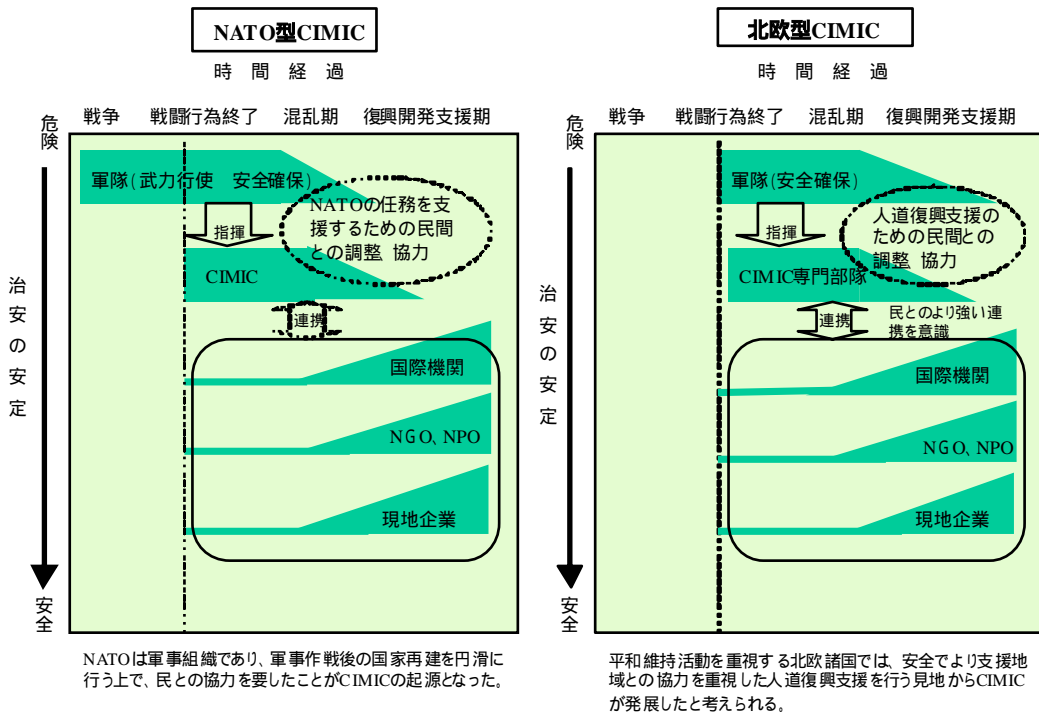
近年、欧米では、戦闘終了後の和平をより確実にしていくことを狙いに、民軍協力(Civil-Military Cooperation, CIMIC¹)の枠組みが重視されてきている。CIMICは、基本的には軍事目的の遂行において民間を活用するため、あくまでも軍の指揮の下に民が従うものであるが、軍と民のそれぞれの強みを活かし協力し合うことを強調した北欧型のCIMICもあり、国によってその展開の仕方は多様である。

中立・非同盟の立場をとる北欧諸国は、「北欧待機軍」(Nordic UN Stand-by Force)という各国の合同部隊を設けており、中でもフィンランドは、支援を行

¹ CIMICについては、資料3のNATO(北大西洋条約機構)における概念と展開を参照。

う現地の人々との信頼関係の醸成、協働を重視した活動を展開している²。(下図参照)また、日本と同様の歴史的背景を持つドイツには CIMIC 専門の部隊がある³。

安全確保・支援の段階・支援媒体とCIMICの関係



(3) 新たな支援体制としての「日本型 CIMIC」の構築

今回、自衛隊がイラク・サマワで行っている活動は、現地の人々との交流や協力を通じた信頼の醸成に基づく人道復興支援で、既に CIMIC 的な活動を行っていると言える。よって、今後の安全確保・人道復興支援における日本の取り組みを考える上で、今回の自衛隊派遣は、実効性の高い「日本型 CIMIC」の構築に向けた議論を深める好機となり得る。

「日本型 CIMIC」は、自衛隊、及び警察・海上保安庁等の安全確保に関わる政府機関と、国内の NGO、NPO、民生における専門家、企業等の民間が持つそれぞれの強みを活かし、協同かつ相互補完的な活動ができる枠組みである。これに

² フィンランドの CIMIC の実績としては、コソボにおけるアイルランドと協力しての消防隊の整備、消防設備の提供がある。アフガニスタンで展開する ISAF においても国際空港の消防に関わる支援を行っている。なお、こうした任務を遂行するにあたり、国民各層に広く志願者を求め、幅広い経験や専門性を持つ者で構成されたグループが軍と協力して活動している。

³ 具体的な事例の一つに、コソボにおける KFOR での活動があり、支援地域の復興に関するニーズの調査、NGO と協力した住宅建設、学校建設、緊急食料援助の物資の配布、地元民からの苦情を聞く窓口の設置といった活動を展開している。

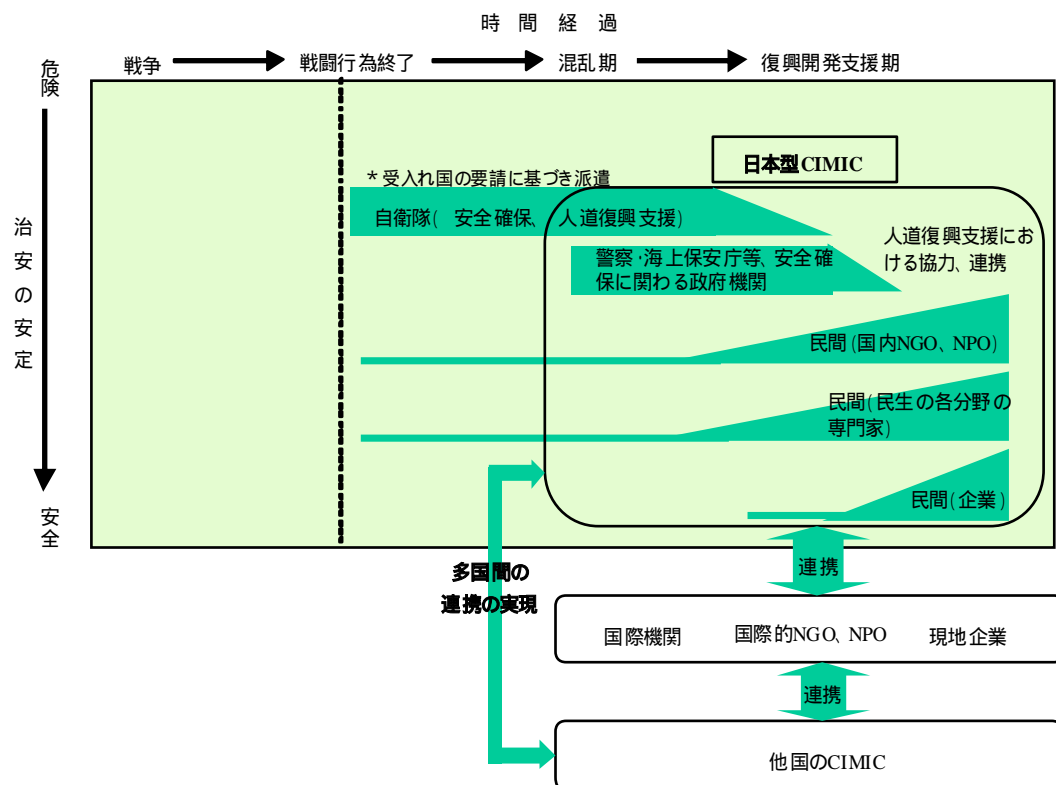
より、完全に治安回復していない地域でも、より安全かつ効果的に人道復興支援が行えると考えられる。(下図参照)

具体的には、従来のPKO活動に加え、(1)保健、食糧、水、消防等のライフ・サポート、(2)公共交通、水路、電気通信等のインフラストラクチャー、(3)地雷除去、難民キャンプ、難民の移動等の人道支援、(4)司法、地方組織、通関、金融、教育等の制度構築といった民生における分野別の専門家を含めた組織による支援活動の展開である。戦闘行為が終了した後にこうした民生の向上を図ることは、和平をより強固なものとする上で必要不可欠である。

また、これまでの自衛隊の人道復興支援は、相手国との間の2国間で行われるものが多かったが、今後は国際的NGO、NPOとの協力や多国間での連携を実現していくことで、より幅広く有効性のある支援活動が展開できる。

「日本型CIMIC」の構築については、政府、民間による復興支援のあり方として、恒久法の枠組みの中で議論されるべきである。しかし、日本においては、自衛隊と国際的NGO、NPOを含めた民間組織との接点が少ないのが現状である。まずは、国内における自衛隊、及び警察・海上保安庁等と民間組織との幅広い交流を増やし、相互のコミュニケーションを促進することが「日本型CIMIC」構築への布石となるであろう。

安全確保・支援の段階と日本型CIMIC



．おわりに

冷戦後の内戦や紛争、テロ攻撃は、グローバル化の進展と相俟って、国境を越え広く世界を脅かしている。こうした中で、わが国が国際平和協力に主体的に参画することは、自国の安定に資するのみでなく、日本国憲法の本質である国際社会の平和と安定に寄与していくことでもある。

このような国際平和協力の理念を踏まえ、自衛隊が従来の PKO 協力法による活動に加え、国際標準に即した貢献を行うために、まずは国内の法的、政治的制約の問題解決に速やかに取り組まなければならない。

今回の自衛隊イラク派遣は、わが国にとって今後の国際貢献活動のあり方、さらには憲法との関係について見直すために、避けては通れない一里塚だったと考えられる。それ故に、今回の派遣で得られた経験と問題点を検証した上で、国際平和により一層の貢献を果たす活動のあり方として、恒久法の制定と、「日本型 CIMIC」構築に向けた真摯な議論が広く展開されることを期待する。

以上

業務レベル	要請者	派遣目的	派遣地域 (実績)	派遣の判断材料	現行適用法	活動地域または派遣基準	自衛隊の実力		現実との乖離	国連決議	憲法9条		同盟国との関係	
							業務内容	武器使用基準			集団的自衛権の行使	憲法との関係	日米安保条約	民間との役割分担
専守防衛					自衛隊法	国内	わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛する。 必要に応じ、公共の秩序の維持に当る。	わが国の防衛のために必要な武力を行使することができる。 国際法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。		なし	なし (個別自衛権)	合憲	あり	
後方支援					周辺事態法	後方地域：わが国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められるわが国周辺の公海、及びその上空	後方地域支援 後方地域搜索救援活動 その他周辺事態への対応措置	自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。		なし	集団的自衛権の行使に関する政府解釈との整合性	集団的自衛権の行使に関する政府解釈との整合性	日米安保条約の効果的な運用への寄与	
国際貢献														
復興支援	・国連 ・相手国	・国際貢献	グローバル (8地域)	・国連承認 ・PKO5原則 ・自衛隊の実力	PKO協力法 (PKF)	5原則： ・紛争当事者間での停戦合意成立 ・紛争当事者がPKO活動や日本の参加に合意 ・PKOの中立的な立場の厳守 ・以上の原則が満たされない場合は撤収 ・武器使用は自衛など必要最小限に限定	・国際連合平和維持活動 ・人道的な国際救援活動 ・国際的な選挙監視活動	自己または自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。 * 自衛隊法95条(武器等防護のための武器使用)は適用する。 * 装備：小型武器		あり	集団的自衛権の行使に関する政府解釈との整合性	合憲	なし	自衛隊：安全確保 復興支援 民間：復興支援
後方支援	・国連 ・同盟国	・国際貢献 ・日本、及び国際社会における安全保障(国益)	インド洋	・国連承認 ・憲法9条 ・自衛隊の実力 ・同盟国との関係 ・世論	テロ特措法	・日本の領域 ・公海とその上空(戦闘地域以外) ・外国の領域(当該国の同意が必要)	・協力支援活動(燃料の輸送・補給、人員及び物品の輸送) ・搜索救援活動 ・被災民救援活動	自己または自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。 * 自衛隊法95条(武器等防護のための武器使用)は適用する。 * 装備：補給艦、護衛艦、輸送機、拳銃	現代戦では、前方と後方が情報を共有するなど、後方支援を区別して考えるのは難しい	あり(国連安保理決議1267、1269、1333、1368)	集団的自衛権の行使に関する政府解釈との整合性	集団的自衛権の行使に関する政府解釈との整合性	あり	自衛隊：後方支援 民間：なし
安全確保	・国連 ・同盟国	・国際貢献 ・日本、及び国際社会における安全保障(国益)	イラク		イラク特措法	・現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域 ・外国で活動する場合、当該外国の同意がある場合に限る。(イラクにあっては、安保理決議1483号等に従ってイラクにおいて施政を行う機関の同意によること)	・人道復興支援活動 ・安全確保支援活動	自己または自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、イラク復興支援職員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、基本計画に定める装備である武器を使用することができる。 * 自衛隊法95条(武器等防護のための武器使用)は適用する。 * 装備：ドーザ、装輪装甲車、軽装甲機動車、拳銃、小銃、機関銃、無反動砲、個人携帯対戦車弾	テロが相次ぐイラクで戦闘地域と非戦闘地域を区別することは難しく、自衛隊による武力行使の可能性はある	あり(国連安保理決議1483)	集団的自衛権の行使に関する政府解釈との整合性	集団的自衛権の行使に関する政府解釈との整合性	あり	自衛隊：安全確保 復興支援 民間：復興支援
紛争処理	・国連 ・同盟国	・国際貢献 ・日本、及び国際社会における安全保障(国益)			なし			国連PKO基準：1. 自己、その他の国連要員、もしくはその防護下にある人々及び地域を防衛すること。2. 部隊の任務遂行に対する妨害を排除すること(任務遂行のための武器使用)	自衛隊の装備と実力			憲法9条との整合性		

恒久法制定の意義：
自衛隊派遣の目的(国際貢献、国益)と従事する活動領域の明確化、地理的範囲の補完、迅速な派遣

恒久法制定に向けた現行法の規定見直しと自衛隊の装備、能力の検討

主体的判断の確立

日本型CIMICの構築

時期	活動地域	部隊	活動内容	根拠法・国際機関からの要請	法的背景	備考
1991年1月-2月 湾岸戦争						
1991年4月	ペルシャ湾	海上自衛隊	湾岸戦争停戦後のペルシャ湾での機雷除去	国内:自衛隊法99条 国際:イラクが正式停戦のため、国連安保理決議687号を受諾	憲法との関係: 正式停戦が成立し、平和が回復した状況の下で、日本の航行安全確保のために行う機雷除去は武力行使を目的としたものではない。 憲法9条で禁止する「海外派兵」との関係。	
1992年9月	カンボジア	陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	国連カンボジア暫定機構(UNCTAD)構成部門などに対する給油、給水。道路・橋の修理、選挙監視など	国内:国連平和維持活動(PKO)協力法(1992年6月成立) 国際:1991年パリ和平協定に基づく国際連合平和維持活動	PKO協力法での日本が参加するための5原則:紛争当事者間での停戦合意、紛争当事者がPKO活動や日本の参加に合意、PKOの中立的な立場の厳守、以上の原則が満たされない場合は撤収、武器使用を自衛など必要最小限に限定。 憲法との関係: PKOは、国連が主体であり、自衛権の発動にはあたらない。国連の平和維持活動や大規模災害に対する国際緊急援助活動に自衛隊が従事することは、国際協調の下に恒久の平和を希求する憲法の理念に合致している。 PKOは、中立・非強制の立場で国連の権威と説得により、任務を遂行する。 憲法9条で禁止する「海外派兵」との関係。	国連ボランティア、文民警察要員殉職
1993年5月	モザンビーク	陸上自衛隊	国連モザンビーク活動(ONUMOZ)司令部での業務計画立案。輸送に関する技術的調整。	国内:国連平和維持活動(PKO)協力法 国際:1992年モザンビーク包括和平協定に基づく国際連合平和維持活動		
1994年9月	ザイール(旧コンゴ)	陸上自衛隊	ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資の航空輸送。医療、防疫、給水活動。	国内:国連平和維持活動(PKO)協力法 国際:国際連合難民高等弁務官事務所からの要請あり		
1996年2月	ゴラン高原	陸上自衛隊	食料品の輸送、道路などの補修。国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)司令業務の企画・調整。	国内:国連平和維持活動(PKO)協力法 国際:国連安保理決議350号に基づく国際連合平和維持活動		継続中
1999年11月	西ティモール	航空自衛隊	東ティモール難民救援。物資輸送	国内:98年改正国連平和維持活動(PKO)協力法 国際:国際連合難民高等弁務官事務所からの要請あり	98年PKO協力法改正:停戦合意がなくても「人道的な国際救援活動」を認めることを盛り込む	
2001年9月米国同時多発テロ発生						
2001年10月米英軍アフガニスタン攻撃開始						
2001年10月	パキスタン	航空自衛隊	アフガニスタン難民支援。物資輸送	国内:国連平和維持活動(PKO)協力法 国際:国際連合難民高等弁務官事務所からの要請あり		
2001年11月	インド洋 初の戦時海外派遣	海上自衛隊	米英艦船への燃料補給。	国内:テロ対策特別措置法(2001年11月成立) 国際:国連安保理決議1368号でテロ攻撃が国際の平和と安全に対する脅威と認められる。さらに1267号、1269号、1333号等の安保理決議が国際的なテロリズムの行為を非難し、国連加盟国に適切なその防止措置を求める。	活動地域: 日本の領域、公海とその上空(戦闘地域以外)、外国の領域(当該国の同意が必要) テロに対する迅速な対応をはかるために、国会による事前承認を規定していない。 議会による統制の後退 憲法との関係: 米軍などへの後方支援活動。現代戦では、前線と後方が情報を共有するなど、後方支援を区別して考えるのは難しい。 武器・弾薬の補給、戦闘作戦行動のために発送準備中の航空機に対する給油・整備及び外国の領域における武器・弾薬の陸上輸送は行わない。 (政府解釈により)憲法が禁じる「集団的自衛権の行使」との関係。	継続中
2002年2月	東ティモール	陸上自衛隊	道路、橋などの維持・補修。他国部隊及び住民用の給水所の維持。	国内:2001年改正国連平和維持活動(PKO)協力法 国際:国際連合からの要請あり	2001年PKO協力法改正:凍結されていた国連平和維持軍(PKF)本体業務への参加が可能になる。これにより、従来は輸送や補給、道路や橋の補修といった後方支援が主な業務だったが、「停戦、武装解除の監視」「放棄された武器の収集、処分」など、より幅広い業務が可能になる。 憲法との関係: 武器使用範囲を隊員以外の武器・弾薬・車両など、自己の管理下に入ったものにまで拡大。 憲法9条で禁止する海外での「武力の行使」との関係。	
2003年3月 米英軍イラク攻撃開始						
2003年3月	ヨルダン	航空自衛隊	物資輸送、イラク周辺国の難民支援	国内:国連平和維持活動(PKO)協力法		
2004年1月	イラク	陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	医療、給水、公共施設の復旧整備などの人道復興支援活動、治安維持を行う米英軍等に対する医療、輸送、補給などの安全確保支援活動	国内:イラク復興特別措置法 国際:国連安保理決議1483号	PKO協力法での自衛隊派遣は不可のため、制定。 活動地域: 非戦闘地域(「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域」) 憲法との関係: テロが相次ぐイラクで戦闘地域と非戦闘地域を区別することは難しく、自衛隊による武力行使の可能性がある。 (政府解釈により)憲法が禁じる「集団的自衛権の行使」との関係、憲法9条で禁止する海外での「武力の行使」との関係。	継続中

【NATO（北大西洋条約機構）における民軍協力（CIMIC）の概念と展開】

NATO が 2001 年 7 月に採択した民軍協力についての軍事指針（軍事委員会文書第 411/1 号）では、CIMIC についての定義、目的、評価を以下のように定めている。

CIMIC の定義：

任務を支援するための、NATO 司令官と民間アクター（各国国民および現地の担当部局を含む）・国際機関・国家組織・非政府組織との間の調整および協力。

CIMIC の長期目標：同盟の作戦における目的を達成することに資するという範囲で、創造し、またこれを継続する。

CIMIC の評価：CIMIC とは、NATO の作戦計画（OPLAN = Operation Plan）遂行を目的とする。民軍協力についてのすぐれて軍事的見解。

CIMIC の目的（2003 年 6 月の NATO 民軍協力ドクトリンより）：

- ・ 適切なレベルでの民間アクターとの連携
- ・ 作戦開始前および作戦中に適切な民間団体と共に、戦略および作戦レベルでの統合計画を行う
- ・ 現地での空白の度合いおよび空白を埋める方法を検討するため、民間の環境（現地での必要を含む）についての評価を継続する
- ・ 必要とされる分野別専門家の提供を含み、軍隊による民生活動を監督する
- ・ 適時かつ円滑に、民間の権限を適切な当局に移行させる
- ・ 作戦の総ての局面において、他のスタッフ部局と共同作業を行う
- ・ 上記総ての点について司令官に助言を与える

CIMIC の具体的内容：

地勢、気候、社会（言語、宗教、文化）、経済状況（危機前の状態）、政府、民間社会における問題点（難民など）、その他の「リスク」の存在のモニタリング

CIMIC の活動：

- ・ 危機における生命維持（ライフ・サポート）：保健、食糧、水、消防、衛生、住居
- ・ インフラストラクチャー整備：公共交通（鉄道、道路、空港）、水路、CIMIC サイト、電気通信
- ・ 人道支援：避難壕、人道的地雷除去、民間人の移動の自由の確保、少数民族への対応、難民キャンプ支援、難民の移動支援
- ・ 行政等の組織や各種制度の構築：司法、地方組織、境界線と通関、拘留施設、公共の記録、法執行、銀行と経済

（NATO 民軍協力ドクトリンに基づき、防衛庁防衛研究所研究部 吉崎知典氏が作成した「イラク問題研究会」講演資料より抜粋）